

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成24年分の源泉所得税課税状況から成っている。課税状況は全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成24年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
- (2) 配当所得

	平成16年 1 月～18年 4 月	平成18年 5 月～20年12月	平成21年1月～24年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税		総合課税と申告分離課税の 選択適用
源 泉 徴 収 税 率	7%（注 1）		
確 定 申 告 不 要 制 度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等など）	総合課税		
源 泉 徴 収 税 率	20%		
確 定 申 告 不 要 制 度	1銘柄当たり1回5万円 （年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月） を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税		
源 泉 徴 収 税 率	15%（注 2）		

（注 1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要
（注 2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
- (4) 源泉徴収選択口座内配当等 7%
- (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
- (6) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
- (7) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」… (略)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
- (8) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
(イ) 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号）
弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号）
職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号）
芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号）
契約金（同条 1 項 7 号）
1 回の支払金額 100万円までの部分 10%
" 100万円超の部分 20%
(ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号）＝ 1 回の支払金額 1 万円超の部分
職業拳闘家（同条 1 項 4 号）＝ 1 回の支払金額 5 万円超の部分
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号）＝ 月中の支払金額12万円超の部分
バー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第41条の20）
＝（5 千円×計算期間の日数）を超える部分
広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号）＝ 1 回の支払金額50万円超の部分
10%
(ハ) 診療報酬（同条 1 項 3 号）＝ 月分の支払金額20万円超の部分 10%
(ニ) 公的年金等（所得税法第 203条の 2）＝（（公的年金等の支給額）－（控除額））
A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5%
B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%
(ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第 207条）
＝（支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの 10%
ロ 内国法人に対して支払われるもの
・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）
＝（賞金の額の20%＋60万円）を超える部分 10%